

まえおき

漢字とは何か。われわれは、文字としてかたかな、ひらがなやローマ字のほかに、漢字を持っているわけであるが、文字の中で漢字というものを区別して定義することは、音声の中で子音というものを定義するほどにも、かんたんにかない。しかし、日常われわれは漢字というものをほとんどまちがいに識別しているし、また実用的には当用漢字というような限定もあり、^{こうき}康熙字典をはじめ大漢和字典のようなぼう大な字書が、漢字だけを、極力その範囲を広げて登録している。これらの漢字は、その用法上の特色として、かなやローマ字が、それぞれの1字1字をとってみれば、言語をその音の方面から表わすのにあずかっているだけであるのに対して、漢字は、1字だけをとっても、言語としてのあるまとまった意味をもつ特定の単語または造語成分を表わす。この用法は表語というべきもので、表意というのはあたらないと考えられる。(ただし、日本語では、たとえば、「美」の1字に、「うつくし」「うるわし」「はし」「よし」「ビ」というような、日本語としてのいろいろの読み方があるように、意味の同一または類似で許される限りの単語が漢字1字に連合しているので、われわれは意味を中心にして考えやすい。また、漢字の字形の部分的要素については、意味そのものを直接に考えなければならない場合もある。たとえば、へんや、かんむり等としての共通部分な

どは、意味に深い関係があり、ことにいわゆる会意文字は、その構成要素のそれぞれに意味を考えることができる。けれども、1字1字としてのまとまりについて見るならば、意味だけが表わされればよいのではなく、何らか読めなければならぬ、ある意味のまとまりに対応する音声形式を、読み方として持っているはずだ、とわれわれが考えていることも、事実である。以下の記述では表意ということばも用いるが、漢字の性質としては表語文字というべきである。)

漢字の本体は、その目に見える形にある。その一々の形が、慣習として制度として一々の語に連合していて、その形を見ればその語が思い出され、その語を書くとすればその字形が浮かぶわけである。その慣習は、中国の古代に起こり、中国の古代人がその言語をしるすためにその字形を定めたのであることは、今さら言うまでもない。今われらが認めうるのは、殷時代の遺物^{いん}がその最も古い資料群をなしているが、それらの形は今の漢字の形に比べて相当な違いがある一方、語への連合のしかたについても、一まとまりとして見られる字形が、当時は、また起源的状态においては、必ずしも後世のように一つの単音節の単語に連合してはいなかったのではなからうか。漢字は、字形そのものについて、またその連合している語について、またその連合のしかたについて、中国ですでに時代的变化を持っているものである。

しかし、この本では、漢字の本体である形、それも現にある形の形づくりについて述べるのが目的で、形の変化や、語との連合

関係などについては、ごく必要な範囲でだけふれることにする。

今日の毛筆書道では、五体字鑑というような字書があるように、大まかに篆隸楷行草の各書体を区別することができる。ある一つの作品は、篆ならば篆で、草ならば草で終始一貫するのが普通であるが、この五つの書体の間には、形の上でほぼ明らかな差別がある。この差別は、主として筆づかいの違いから生じたもので、ある1字について5体を比較すると、見た形がはなはだしく違っている。しかし、起源からいって同一の字形の変異であると知られ、かつ習慣としてその字形の作り方がごく概略に5体対応していると思われる。われらは楷書を知っていると、隸書ふうに書いて見ることができるし、また往々自己流にはあるが、くずして草書を書いたつもりになる。現代人の多くの人の書くという生活活動の中では、毛筆を離れて楷行草の3体もしくは楷とくずしとの2体が行なわれているとあってよかろう。これに対して篆隸の2体は、現在は、特殊な場合にしか用いられない、擬古的な書体である。そのうち篆は、本来、毛筆発明以前の書体の模倣であると思われるが、われらは、石にまで毛筆の筆あとを見ることができるような遺品が作られた時代以前に、毛筆で書かれた文献の実物を伝え得ていないのであるから、竹帛^{はく}上の文字がどのような形であったかを確実に認めがたいが、金石甲骨に刻みこまれた文字を見、また^{とんこう}敦煌の木簡に書き残された文字を見れば、筆紙墨を用いるのとその他の材料を用いるのとの間に、その違いによって生じた形の差異を認めないわけにいかない。そしてさら

に、甲骨文字などでは特に、それが漢字の始原的な形であることを疑わなくても、後世のどの字に対応するものであるかが、学者によっても決定しがたい種類のものさえある。これは今日、極草体のくずし字が多くの人に読めなくなっているのと同じようでもあるが、今日のくずし字は、その習慣の伝統をさかのぼって、ある1字の変異として説明がつくのに、かれは字形の内部構造にまで大きな変更を加えた上でなければ、今日の楷書体で書かれる字形に一致させることがむずかしいのである。

かようにいうことは、書体の違いの中で字の形の正不正を比べることがむずかしからうということである。ことに字源にさかのぼって甲骨文字にまで至ることは、今日の楷書の書き方を決めるのにあまり有益なものではなからうということである。楷書が楷書以前に根拠を求めるのは、ちょうど、日本語のかなづかいで、歴史主義、語源主義のかなづかいが、いろはがな以前、万葉がなの時代に根拠を求めたのと似てはいるが、甲骨文字から楷書へ適用すべきものは、はなはだ限られている。甲骨を論ずることは、せいぜい許慎の字源説を修正する学問的興味にとどまるものである。

許慎は、すでに前時代のものとなっていた篆書の資料に基づいて、漢字の構成を説いた。その篆書資料も、今日われらが見うる甲骨資料からすれば、ずっと時代の下った、変化した形のものであるから、今日からすれば、許慎の字源説は往々にして当たらなかった。しかし誤ったにせよ、許慎の説文解字の功は、一方では

漢字の構成の解明に六書という一定の原理を用いたことと、今日の楷書について、字形の標準を与えることになったこととであろう。もっとも、当時の文献として、許慎がいう通りの標準構成をもった漢字で一貫しているような文献は、現存しないのではないかと思われるが、当時からすでにその標準よりも便化していた楷書の字形について、後世、説文解字を基準にして正俗が論ぜられたのである。近年までのいわゆる旧字体の明朝活字は、説文学の範囲において、相当に字源主義によって設計されていたものと思われる。

字 体 の 標 準

標準の字体を確立するために、当用漢字字体表以前にどのような努力が払われてきたか、まず古くさかのぼってみよう。

中国では、われわれが今、楷書体として疑わないような毛筆の書体が、^{すい}隋唐の間にはすでに成立していたわけであるが、あるいは敦煌の石室から得られた遺品の文字とか、あるいは日本に伝習された^{とんこう}仏經の書き方とかを見ると、その1字1字の字体は、今日正字とか旧字とかいっているものとは違った形のものが少なくない。実用上では、すでにいろいろの字体が行なわれていたことは、6世紀の後葉、顔子推の『顔氏家訓』の中に次のように述べられていることで察せられる。

世の中の小学（文学・音韻・訓詁の学）をやる人は時代による変化がわからず、必ず小篆によって、書体を是正しようとする。が、すべて「爾雅」「^{じが}三蒼」「^{さんそう}説文」などが、ことごとく蒼頡（^{せつもん}伝説上の文字の創設者）の本旨を得ているわけではない。やはり時代によって増減し、それぞれ異同があるのだ。また、西晋^{しん}以前の字書が全部、いけないともいえないのである。ただ体例が確定して勝手なことができないのである。是非の校定は必ず筆画の変化を見なければならない。たとえば、「仲尼居」（「孝經」の首句）の3字のうち2字は正体ではない。「三

蒼」によれば尼^{へん}傍に丘を増し、「説文」によれば尸の下に几を入れる。こういったたぐいにはとても従い得ない。また、古は2字の区別がなく、多く仮借した。中を仲に仮借し、説を悦に仮借し、召を邵に、閒を閑に仮借した。こういったたぐいは、手数をかけて改める必要はない。だが、もともと訛謬のあるものはついには鄙俗^ひの文字になる。たとえば、「亂」の旁^{つくり}を舌にし、「揖」の下に耳がなく、「鼃鼃」の下部を亀にし、「奮奪」の上部は翟に、「席」の中は帶に、「悪」の上部には西をすえ、「鼓」の右には皮を、「鑿」の頭には毀をつけ、「離」は禹をつくりとし、「壑」は上を豁に、「巫」は従^{つくり}の旁と混同し、「臯」は澤の片方を取り、「獵」は獺に化け、「寵」は寵に変わり、「業」は左に片字を増し、「靈」の下を器字とする。「率」字はもと律^{りつ}という音があるのに、強^しいて別に改め、「単」字には善^{ぜん}という音があるのに、強いて異なった字を作る。こういったたぐいはなおさねばならない。

わしはむかし、はじめて「説文」を見たころは、世俗の字をつまらぬと思って馬鹿^{ばか}にしていた。正しい字を書けば、人は読めぬかもしれず、俗に従えばその誤用が気になり、ほとんど筆を下すことができなかつた。だが、経験を次第につむにつれて変通ということがよくわかってきた。今までの行き詰りが半ば救われることになった。本格的な文章著述には、すこしでも相互に関係あるものをえらんで用いるが、官署の文書、民間の手紙などは世俗に違わぬようにしてもらいたい。

(書証第17, 中国古典文学全集32 歴代随筆集, 高橋君平氏訳による。)

そして顔子推の孫の顔師古は、太宗貞観年間(7世紀前半)に、経本の定本が作られるために、勅令を受けて標準の字体を決定した。それが『顔氏字様』と呼ばれたが、ついで杜延業が『群書新定字様』を作って、顔氏の定めた範囲を広げたと見える。ただ、これらの字様は直接に今日には伝えられていないが、大暦9年(774)に作られた『干禄字書』は、顔師古の孫の顔元孫が編し、元孫の姪の顔真卿が筆を執ったもので、これらの字様を発展させたものであったろう。『干禄字書』は、はじめ湖州で石に刻まれたのであるが、後に蜀中にも模刻されたのがあるという。本としては宋の宝祐5年(1257)に陳蘭孫が湖州の刻石によって木版を起こしたのが広まっているが、それがしばしば転刻されるうちに、字体の大切な部分にも変化が生じていて、正しい伝承のなかなか困難なことを示している。

『干禄字書』は、俗・通・正の3体を分けて説く。その俗というのは、帳簿や文案や契約書や医薬の処方など、当座の用に用いられるもの、通というのは、以前から久しく用いられている字体で、上表・上奏などの上達文書や官庁間の往復文書、書簡や判決書などに用いてよいもの、正というのは、根拠のある字体で、著述・文章・対策・碑文などにはこれを用いなければならない。いくらか例を示すと、

「聰聰聰」の三つの字体は、つくりの部分が問題になるのであるが、第1と第2は通、第3が正である。

「虫蟲」は、第1が俗、第2が正である。

「翻翻」は第1が通、第2が正である。

「床牀牀」は第1が俗、第2が通、第3が正である。今日の目からすると、変わった形のもの、今日は必要でない文字もあるが、今日の形が由来の古いものであることを示すものがある。

『干禄字書』は、その名のごとく、官吏に登用されることを求めている人々への指針として作られたものというべきであるが、つづいて大暦11年(776)に張参の『五経文字』、さらに開成2年(837)これに増補する唐玄度の『新加九経字様』が作られた。これは、実用の世界はともかくとして、五経もしくは九経という、教学の根本図書に用いられている文字の字体を確定するものである。元来、唐では、文字の標準として、許慎の『説文』やそれを呂忱が補った『字林』、蔡邕が光和6年(183)に洛陽の大学の門外に立てた『石経』(魏の時、別に古文・篆・隸の3体を示した三字石経がある。)のような、古い書体で書かれたものを標準にしていたのではあるが、俗体や通体の文字が普通に行なわれていると、経典の伝写にも、そのような由緒の正しからぬ字体が使われやすくなる。そこで、これらの書は、まさに経書における楷書の字体の標準を示したのである。しかし張参らは、必ずしも古体を墨守せず、『干禄字書』の場合と同様に、楷書として変化の久しく、通用の固定しているものはあえて採用している。

「攜」について、変化してきた「攜」や「携」を皆非なりとし、「挾」について「挟」を訛なりとしているが、「食」につい

ては、『説文』が「𠂇」と「𠂇」とで示しているものを『石經』によって「食」とし、さらに、へんになった場合にはまた1画を省いて「食」とする。「明𠂇明」では、第1が古文、第2が説文、第3が石經の字体であるが、その第1をとることにし、「搖搖」は左が説文であるが、隸書において転じた右の形を認めている。

中国ではこの後、『干祿字書』等の実用正字書の流れを受けた字学七種の類に至る諸書、必ずしも正字の根拠を明らかにしないものと、また『復古篇』^{へん}というような名で、篆文にもどって正体を示そうとするものの流れを受けた諸書とがあり、『会玉篇』とか『龍龕手鑑』^{りゅうがん}とか、『正字通』『字彙』^いとかの字書類が、すべて字体の正俗をしるしたが、『康熙字典』に至って、その親字として掲げられた字体が、「字典体」として以後長く標準の権威をもつようになった。

『干祿字書』『五經文字』『九經字樣』あたりまでは、楷書として変化し、形を、ある程度は認めたのであるが、その後は、説文学、字源主義によって正字が考えられたので、それらの影響のもとに作られた旧活字の明朝体は、ある点では、『康熙字典』よりもさらに復古的な点があるように見えるくらいで、せっかく8～9世紀のころに定まった筆写の基準というものから離れることになったのである。

日本でも、字書に字体の正俗を示したものは、古く『新撰字鏡』^{せん}『類聚名義抄』^{るいじゆ}『字鏡集』『字鏡』の類があるが、字体を正しくするという点での主張が見られるようになったのは、江戸時代に

はいつてのことと思われる。その代表的なものは、次のようなものである。

一心院響誉の『刊繆正俗字弁』(寛延元年(1748)刊)「漢字は1点1画の違いで意義を異にするものがあるから、字形は正さなければならぬ。干禄字書には正通俗を分けるが、通俗は用いないにこしたことはない。ことに日本では楷書を用いるのであるから、努めて正字を用いるべきである。もちろん極細字には略体を用いてよいが、経典や金石に俗字を用いてはならない。」——これが響誉の考えの大体である。そしてこの書では、主として『正字通』『康熙字典』ことに前者によって、字画を正したと述べている。実際にあげたのは、66種310字である。復古主義で、すでに通用している楷書の字体を改めている点が多い。

太宰春台の『倭楷正訛』(宝暦3年(1753)初刊という。)は、誤った字体を示すもの286字、根拠ある古体ではあるが用いないほうがよいもの29字、省文すなわち細字のための略体273字、日本出来の用いてならない略体15字を収める。その考えの大体は次のようである。——書の根本は楷書にある。日本では古く楷書のみであったが、近年、国字(かな)や俗字が盛んになり、また行草だけを習うものができ、正しい楷書の法が失われた。俗字にも種類があるが、中国人の例にないようなはなはだしいものだけをこの書で正そうと思う。——実用のためのものではあるが、中国人の例を規準にしているところが注意される。

これらになお、新井白石の『同文通考』(宝暦10年(1760)刊)

や、松本愚山の『省文纂考』(寛政11年(1799)例言)などが加えられよう。他の多くのけいもう的^{さん}正字書については、ここには略することにする。以上述べたことに関して参考書をあげるならば、

胡 撲 安 中国文字学史 (中国文化史叢書第1輯) (民国26年, 1937, 商務印書館)

平岡武夫 漢字の形と文化 (ハーバード・燕京・同志社東方文化講座第14輯) (昭和34年, 1959, 同委員会),

広島大学国語学研究室 校本干禄字書 (昭和36年, 1961, 同研究室)

山田忠雄 当用漢字の新字体—制定の基盤をたづねる— (昭和33年, 1958, 新生社)

明治以後、国語国字問題が国家の中心で論議されるようになってから、字体の標準を確立することが、教育の問題、簡素化および統一の問題としてとりあげられることになった。具体的に教科書の上でどのような統一が行なわれたかについては、筆者は調べていないが、公の機関で字体に関する研究がなされ、標準が示されたのは、明治41年(1908)国語調査委員会編纂の『漢字要覧』が最初であろう。

『漢字要覧』の第2章は「漢字ノ変遷及ビ字体」であるが、古文、籀文^{ちゆう}、小篆、隸書、八分、章草^{はつぶん}、行書、楷書、草書の9種について変遷を略説したのち、次のような意味を述べて、具体的に字体の標準を示している。

漢以後、文字の数が次第にふえ、康熙字典に至って最大となったのは、後世の新字を収めたからだけでなく、同一の文字で字体の異なるものをすべて列挙したのがおもな原因である。かつ、字画の繁簡によって筆写の便不便にすこぶる差のあることであるから、字体の異同は、つまびらかにする必要がある。

楷行草3体の行なわれるようになってからほとんど二千年、楷書がその主要なものではあるが、楷書でも多少の変遷がないわけではない。六朝には六朝の字体があり、隋唐には隋唐の字体があって、字画の増減、筆法の同異など、実に紛然としている。後世の学者は、いろいろと文字の正俗、本字、うそ字を論ずるものが少なくないが、上古以来の字体の変遷は上述の通りであって、いずれを正とし、いずれを俗とするか、いずれを本字としていずれをうそ字とするか、きめられるものではない。要するにしんしゃく変通して、現代実用上の便宜にあうようにすることである。しかし、いたずらに略体俗体の変化に任せて、支離滅裂、統一がなければ、かえって記憶に不便になる恐れがある。ゆえに、今、世間通用の文字の主要な楷書の字体について、統一を害しない限り、なるべく字画が簡易で筆写に便利なものを取る方針で、これを2類とし、正体と別体とに区別して取捨の標準を示せば、次のごとくである。

ここで正体とは、説文、干禄字書、康熙字典等で普通に正字としたもの、別体とは同じく古文、本字、省字、通用字、今字、俗字、訛字等、すべて普通に正字としていないものをいう。

この第1類は、別体を用いて妨げないもので、〔当用漢字だけについてあげる。括弧内が正体。〕

礼 (禮)	仏 (佛)	劍 (劔)	厯 (歷)	画 (畫畫)
万 (萬)	岳 (嶽)	鍊 (鐵)	瀧 (瀧)	号 (號)
処 (處)	与 (與)	玺 (璽)	糸 (絲)	並 (竝)
粮 (糧)	虫 (蟲)	弃 (棄)	塩 (鹽)	声 (聲)
岩 (巖)	断断 (斷)	繼 (繼)	肃 (肅)	辞 (辭)
乱 (亂)	躰 (體)	麦 (麥)	尺盡 (盡)	即 (卽)
双 (雙)	灯 (燈)	関 (關)	献 (獻)	属 (屬)
囑 (囑)	密 (密)	真 (眞)	鎮 (鎮)	慎 (慎)
粘 (黏)	覽 (覽)	為 (爲)	偽 (偽)	参 (參)
惨 (慘)	従 (從)	縦 (縦)	将 (將)	状 (狀)
獎 (獎)	壮 (壯)	莊 (莊)	藏 (藏)	徑 (徑)
經 (經)	輕 (輕)	莖 (莖)	玠 (珍)	脚 (腳)
旧 (舊)	惡惡 (惡)	宝 (寶)	頭 (顯)	麗 (麗)
称 (稱)				

なお、証 (證), 胆 (膽), 担 (擔), 豊 (豊), 托 (託), 医 (醫) の別体と正体とは、本来別字であるが、通用が広くかつ久しいもので、用いて妨げがない。

円 (圓) 厘 (釐) 丁 (町) 钱 (錢)

これらは、物の数量をしるす時に限って、別体を用いて妨げない。

第2類は、正体を用いるべきもので、〔別体はいま省略する。〕

美 看 究 奇 局 垂郵 京涼鯨就影景 場陽 競
衡 巖巖 笑 座 幸 鼓 土在

これらは、正体と別体とを比べると、正体のほうがかえって
字画が簡易であるから、正体を用いるのが便利であろう。

以上述べたところによってその他を推すならば、字体に異同
のあるものについて、そのいずれに従うべきかは、大体了解さ
れるであろう。しかしまた、一端をとって論じきるわけにいか
ないこともあるから、種々の注意を要する。

元来同一の文字であるが、字体の異なるに従って、ほとんど
別種の文字のようになっているもの、たとえば、

著・着 笑・咲 箇・個 巖・岩 華・花 孃・娘

形体類似の文字は、区別をはっきり書かなければならない。

たとえば、

專・專 易・易 求・朮 麻・林 東・東 且・且

丞・丞 段・段 𠂔・𠂔 罔・岡 于・干 師・帥

丰・丰 小・水 己・巳 東・東 母・母・母 戊・戊

偏旁冠脚の関係をとりかえて書くことがある。

藁(稿) 槩(概) 峯(峰) 羣(群) 幕(幙)

碁(棋) 曾(胸) 松(恣) 魂(覓) 略(畧)

秋(爍) 和(哿) 鄰(隣) 緜(綿)

などは、とりかえて妨げないもの。〔括弧内は別体。〕

愉・愈 紋・紊 腑・腐 猶・猷 衿・衾 怡・怠 吟・含

などは、とりかえると別字になるものである。

以上は、『漢字要覧』の第2章の説くところである。比較的早い時期のものであるから、やや詳しく紹介した。

次に、もっぱら字体について示したものとして、大正8年7月(919)、文部省普通学務局から、『漢字整理案』が発表された。その要点は、はしがきその他によると次のようである。

現今わが国で用いられる漢字は、整理を要する点が多い。字形で見ると、『康熙字典』でさえも統一を欠き、また煩冗にすぎることがある。これでは教授の徹底を期しがたいし、また実際上の不便も少なくない。そこで、本案は、尋常小学校の各種教科書に用いている漢字二千六百余字の字形につき、『康熙字典』をもとにして整理し、その標準を定めたものである。その方針は、簡便を主とし、慣用を重んじ、活字体と手書体との一致を図るということである。大体からいって、字画の簡易なもの、運筆の利便なものを採り、あるいは字形のつりあいを整え、小異の合同をはかるように努めた。ただし、七百余字は、『康熙字典』のままの形である。なお、世俗慣用の文字には、あやまったものもないわけではないが、必ずしも一概に排斥すべきでもない。そこで、簡単で書きやすく、または慣用がすでに久しくかつ広いものを選んで、許容することとし、これを一括して巻末に示した。この案の文字は将来広く国民教育上に採用する見込みであるが、まず公にして世の批評を求めることにした。

この案は、毛筆の筆写体で示してある。(この案の字体は、あ

る程度、実際に小学校の国語教科書に用いられたが、昭和7年(1932)以後の教科書で新たに教科書体活字が用いられるようになった際、その多くがいわゆる正体に改められた。

大正12年5月(1923)には、臨時国語調査会で『常用漢字表』が可決された。これには1962字のうち154字の「略字」が、今後これを正字として用いることとして採用されている。

ついで大正14年11月(1925)に、臨時国語調査会から、右の『常用漢字表』の漢字についての『字体整理案』が発表された。これについては、保科孝一氏が臨時国語調査会幹事として官報に寄せた「漢字の字体整理について」に、次のように述べられている。——常用漢字中には、すでに選定された154字の簡易な字体のほかに、整理を要するものが少なくないので、全体にわたって調査を進める必要を認め、その結果、1962字のうち1020字について字体を整理することになったのである。——凡例には、康熙字典の字体を本とし、これを整理するに当たって、現代の慣用を深く考慮し、字画の簡易と運筆の便利とに重きを置き、字形のつりあいを整え、小異の合同を図った、とある。

この案も、毛筆で示されており、変更されなかったものも掲げられている。

臨時国語調査会は、昭和6年に改めて『常用漢字表』の1858字を発表したが、昭和9年に発足した国語審議会では、これについて字体整理の審議を進めた結果、昭和12年12月(1937)に、その864字につき『漢字字体整理案』を可決した。この案も、康熙字典

典の字体をもととして整理したもので、その方針は、特別の場合を除いて、慣用を重んじ、簡便を主とした、とある。

この案の特色は、第1種文字と第2種文字との2種を分けることで、第1種743字は、国定教科書をはじめ、その他一般に使用するを可とするもの、保科孝一氏（国語教育23ノ9）によると、「なるべく一般にひろく用いられることを希望するもの、すなわち、将来の標準字体たらしめようとゆう建前のものであるが、これが現代社会の慣用にもっとも重きを置いたものといつてよい。たとえば、簡易な字体としては、乱・属・恋・変・塩・断〔後略〕等を取り、社会の慣用に従ったものとしては、並・研・前・育・要・届・教・梅〔略〕等を取った」のである。

第2種289字（第1種と重複するものがある。）は、特別の場合に使用するもの、および普通の場合に使用してもさしつかえないと認めるものである。これは、第1種に簡易な字体をとった関係上、これに対する字典体をとったもの。保科氏によれば、「これはある特別の場合に用いなければならぬことがあるし〔詔勅などの場合であろう。〕、また普通の場合にそう用いても、今日のところそれを排斥することができないから」である。また、いわゆる略字で、第1種にとったものほど広くは用いられないが、第1種に昇格させるにはまだ早いと思われるものが第2種に含まれる。「仏・独・実・宝・与・応・気」等々、「学・壮・観・麦・岳・鮮」等々である。保科氏によれば、「第2種に見る簡易な字体は、大抵世間で普通に慣用されて居るものであるから、これを第1種と

し、第2種を設けない方がよいという意見がなかなか多い。しかし、総会〔国語審議会〕においては、今日の時勢から見て、あまり急激な変化は好ましくないから、しばらく本案の振合で進むのが然るべきだとゆうことに、意見の一致を見たのである。」

この整理案も、毛筆の筆写体で示された。

昭和17年6月(1942)、国語審議会から『標準漢字表』が発表された。その2528字のうち、78字については「簡易字体」が本体として採用され、また別の64字については「簡易字体」が許容された。

同年の12月に、文部省から同名の『標準漢字表』が発表された。この表は、おおむね義務教育において習得せしめるべき漢字の標準を示したもので、2669字のうち、80字については普通に行なわれる「簡易字体」を採用して、括弧内に示してある。

さて、昭和21年11月(1946)に国語審議会が可決した『当用漢字表』は、その月に内閣訓令とともに告示され、政府の制定するところとなったのであるが、その1850字のうち131字については、「簡易字体」が本体として採用された。

その簡易字体の131字を次に掲げることにするが、括弧に包んで示すのは従来の正字である。簡易字体のほうは、後に当用漢字字体表によって修正された点があり、ここでは現在の活字を用いたから、当用漢字表で発表された当時の形そのままではないものがある。たとえば、「礼」のへんは「𠂔」の形、「辺」のよゝは「𠂔」の形が示されていたのである。

乱 (亂)	併 (併)	假 (假)	兩 (兩)	剂 (劑)	勞 (勞)
励 (勵)	勸 (勸)	区 (區)	参 (參)	嘱 (囑)	圍 (圍)
円 (圓)	凶 (圖)	墮 (墮)	压 (壓)	壹 (壹)	学 (學)
实 (實)	写 (寫)	宝 (寶)	对 (對)	屈 (屈)	属 (屬)
岳 (嶽)	廢 (廢)	径 (徑)	恼 (惱)	惨 (慘)	恋 (戀)
择 (擇)	担 (擔)	扞 (據)	拳 (舉)	扩 (擴)	数 (數)
断 (斷)	会 (會)	荣 (榮)	楼 (樓)	枢 (樞)	権 (權)
欧 (歐)	歡 (歡)	归 (歸)	残 (殘)	殴 (毆)	浅 (淺)
滿 (滿)	潜 (潛)	沢 (澤)	济 (濟)	浜 (濱)	滝 (瀧)
湾 (灣)	营 (營)	炉 (爐)	犧 (犧)	独 (獨)	獵 (獵)
献 (獻)	画 (畫)	当 (當)	发 (發)	研 (研)	礼 (禮)
称 (稱)	穩 (穩)	窃 (竊)	並 (竝)	糸 (絲)	經 (經)
総 (總)	繪 (繪)	繼 (繼)	続 (續)	欠 (缺)	声 (聲)
肃 (肅)	腦 (腦)	胆 (膽)	台 (臺)	旧 (舊)	莖 (莖)
万 (萬)	処 (處)	号 (號)	虫 (蟲)	蚕 (蠶)	蛮 (蠻)
覚 (覺)	観 (觀)	触 (觸)	証 (證)	訳 (譯)	誉 (譽)
読 (讀)	変 (變)	豊 (豐)	予 (豫)	弍 (貳)	賛 (贊)
踐 (踐)	輕 (輕)	弁 (辨瓣辯)		辞 (辭)	透 (透)
遅 (遲)	辺 (邊)	医 (醫)	釈 (釋)	錢 (錢)	鉄 (鐵)
鉦 (鑿)	関 (關)	随 (隨)	隱 (隱)	双 (雙)	靈 (靈)
余 (餘)	驅 (驅)	駅 (驛)	髓 (髓)	体 (體)	塩 (鹽)
麦 (麥)	点 (點)	党 (黨)	斎 (齋)	齒 (齒)	齡 (齡)

(以上 131 字)